(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和７年４月２日

(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日　中部地方整備局長　佐藤　寿延

(一) 道路の種類	(二) 路線名	(三) 占用を制限する区域	備考
一般国道	百五十三号	長野県下伊那郡根羽村地内	(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 (五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。 (六) 占用の制限の開始の期日　令和７年４月１日 (七) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類	(二) 路線名	(三) 占用を制限する区域	備考
一般国道	三十三号	高知県吾川郡いの町枝川字ヨシカ中一二七四番六から同町字天神山六九九三番三三地先まで	(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 (五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。 (六) 占用の制限の開始の期日　令和７年４月１日 (七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日　九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類	(二) 路線名	(三) 占用を制限する区域	備考
一般国道	二百二号	佐賀県西松浦郡有田町下山谷字鈴茅乙二七〇番一から同町下山谷字鈴茅乙二七一番一まで	(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 (五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。 (六) 占用の制限の開始の期日　令和７年４月２日 (七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所